

阿賀野市告示第124号

阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月27日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付要綱（令和8年阿賀野市告示第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和7年度」を「令和8年度」に改める。

第3条第2項第1号及び第2号中「令和7年12月1日」を「令和8年4月1日」に改める。

第4条中「令和7年4月1日から令和8年3月31日」を「令和8年4月1日から令和9年3月31日まで」に改める。

附則を次のように改める。

（施行期日）

1 この告示は、令和8年2月5日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、令和8年5月27日から施行し、改正後の阿賀野市介護支援専門員人材確保支援事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。